

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（259））
2. 日時：平成29年8月3日 16時35分～20時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川係長、小林安全審査官、角谷安全審査官、高嶋専門員
（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当）） 他
12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（原子力安全）

電源開発株式会社：炉心・安全室 安全技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

（高温溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱（DCH））

- 評価において、評価事故シーケンスに加えて機能喪失を想定している機器等について、その考え方を整理して提示すること。
- 原子炉圧力容器高圧破損防止のための原子炉手動減圧について、原子炉水位が不明となった場合の減圧のタイミング及び事象進展への影響を整理して提示すること。

（雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損））

- 添付3.1.2.2において、水位不明判断曲線により、水位不明を判断した場合において、設置許可基準規則解釈第58条（計装設備）1 b) i)の「原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位が推定できる手段を整備すること」への適合性を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用しない場合） 比較表
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 水素燃焼 比較表
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合） 比較表